

木材の新しい総合利用システムモデル整備（新規）
木材利用及び木材産業体制の整備推進（ハード分）
＜強い林業・木材産業づくり交付金＞

【平成19年度概算決定額 6,432,848（6,990,037）千円の内数】

事業のポイント

木材供給・利用量の更なる拡大に向け、これまで利用が低位であった間伐材、曲がり材等の利用拡大を図ります。

このため、現在、原材料が外材主体となっている製品・用途への地域材の利用を促進するための取組を支援します。

（最近の木材をめぐる状況）

- ・ 平成17年の木材の自給率が7年振りに2割台を回復しました。
- ・ 中国等の木材需要の増加、東南アジアを中心とした伐採規制等により、今後、外材の安定確保が困難になることが懸念されます。
- ・ 最近の急速なユーロ高の進行により欧州産集成材・ラミナの価格が高騰しています。
- ・ 品質・性能の確かな木製品の安定的な供給に対するニーズが高まっています。

政策目標

木材供給・利用量を10年間で35%拡大
1,700万m³（17年）→ 2,300万m³（27年）

＜内容＞

1. 加工・製造施設の整備

LVL製造施設、集成材製造施設、パーティクルボード等の木質ボード類製造施設（エレメント製造施設を含む）、製紙原料製造施設等、品質・性能の確かな木製品を製造するために必要な施設を整備します。【交付率：定額（1/2、1/3）】

2. 収集・運搬機材等の整備

原木の効率的な収集・運搬に必要な高性能林業機械、山元ストックヤード等を整備します。【交付率：定額（4/10、1/3）】

＜事業実施主体＞

木材安定取引協定の締結等により地域材を利用する以下の団体
木材関連業者等の組織する団体、民間事業者等

＜事業実施期間＞

平成19年度～21年度（3年間）

[担当課：林野庁木材産業課]